

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告し、一般の縦覧に供します。

平成二十六年五月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象区域

磯城郡田原本町大字十六面五二番一、五三番三、五四番三、五五番、五六番、五七番一、五七番二、五八番一、五九番一、六〇番二、六一番、六二番、六三番、六四番、六五番、六六番、六七番、六八番、六九番、七〇番一、七一番一、七二番一、七三番一、七四番一、七五番一、七六番一、七七番、七八番一、七八番二、七九番、八〇番一、八四番二、八五番二、八六番二、八七番二、一五七番三及び一五七番五並びに大字保津二八七番一、二八八番、二八九番、二九〇番、二九一番一、二九二番一の一部、二九三番及び二九四番二

二 認定年月日

平成二十六年四月二十五日

三 認定計画書の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課